

協議の場の設置について（案）資料 2

（仮称）栗東市手話言語条例（案）
（仮称）栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例（案）に定める
協議の場の設置について（案）

協議の場について

上記条例に基づく施策推進については、協議の場を設け、その中での意見等を踏まえ、施策の推進を図り、計画的に施策に取り組むこととしています。

① 条例（案）抜粋

（仮称）栗東市手話言語条例（案）

第9条 市長は、前条各号に規定する施策及び施策の実施状況について、ろう者その他関係者の意見を聞くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

【解説】

協議の場を設けることについて定めたものです。

市長は、手話の言語としての認識に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、推進する施策を実施するに当たって、ろう者その他関係者の意見を聞くため協議の場を設けなければならないとしています。協議の場の意見を聞いた上での施策の推進を図ることで、計画的に手話の言語としての認識に関する施策に取り組むことをねらいとしています。

（仮称）栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例（案）

第9条 市長は、第7条各号に規定する施策及び施策の実施状況について、障害者その他関係者の意見を聞くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

【解説】

この条は、協議の場を設けることについて定めたものです。

市長は、施策を推進するに当たって、障がい者その他関係者の意見を聞くための協議の場を設けなければならないとしています。協議の場の意見を聞いた上での施策の推進を図ることで、計画的に多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する施策に取り組むことをねらいとしています。

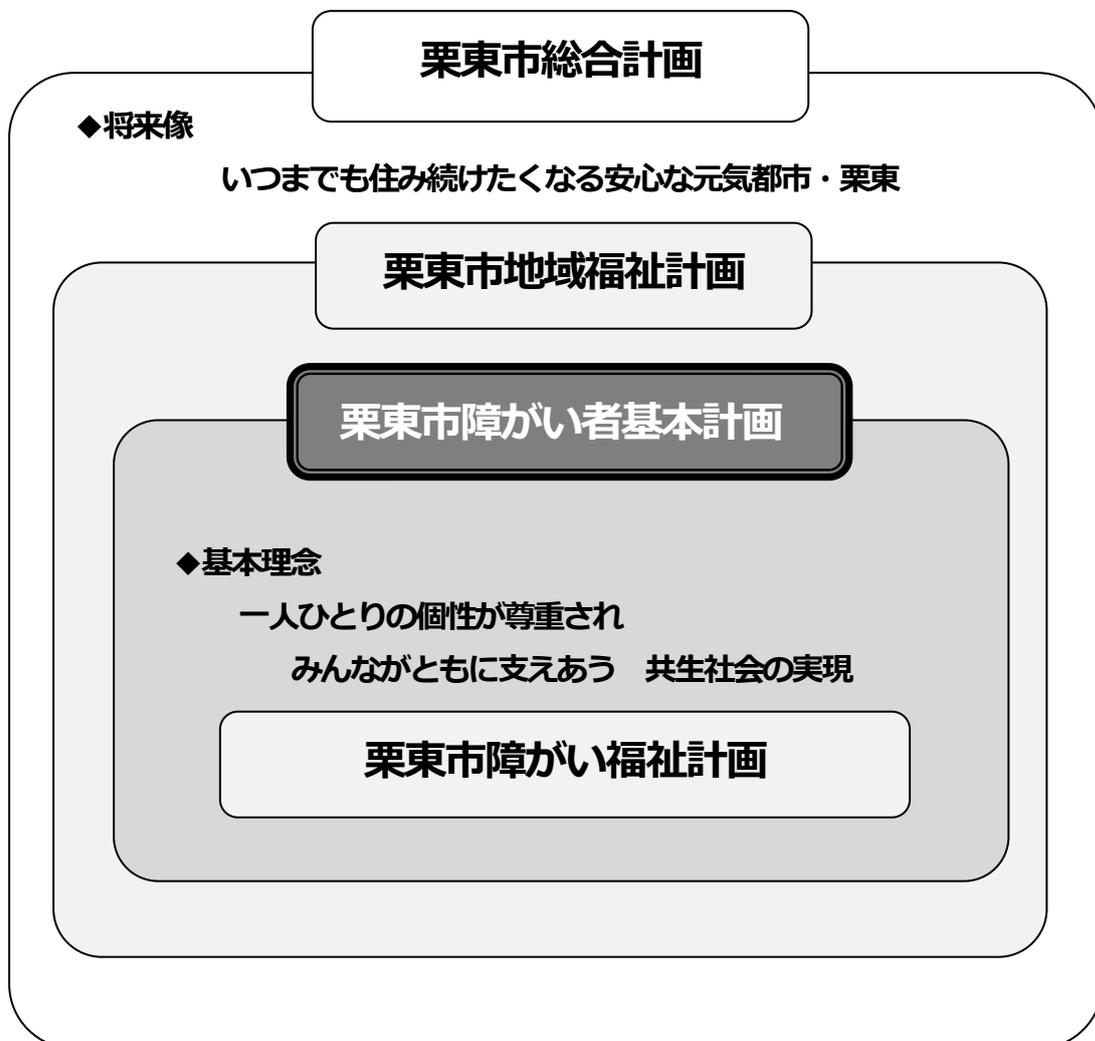
② 長期、中期、短期 目標（計画）の策定

施策推進にあたり、以下の計画に手話言語、情報・コミュニケーションの施策について盛り込んでいきます。

- ・長期…第六次栗東市総合計画 （10年間）令和2年度～令和11年度
- ・中期…第3期栗東市障がい者基本計画（6年間） 令和3年度～令和 8年度
- ・短期…第6期栗東市障がい福祉計画 （3年間） 令和3年度～令和 5年度

③ 計画策定委員会の活用

栗東市障がい者基本計画、栗東市障がい福祉計画の策定にあたっては、計画策定委員会を設置し、その中で、障がい施策推進を定めています。手話言語、情報・コミュニケーション条例の施策についても、障がい施策の一つであり、委員会のなかで、併せて協議をします。そのために、策定委員会の委員構成について、手話言語、情報・コミュニケーションに関する委員を追加選考します。



（参考）

【1】 栗東市障がい者基本計画

障害者基本法第11第3項に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画で、各市で定めるものです。障害者総合支援法第88条に基づいて3年ごとに策定する「栗東市障がい福祉計画」と相互補完的な性質を持つものとして策定、推進していくものとします。

栗東市においては、平成27年度～令和2年度まで、第2期栗東市障がい者基本計画を策定しており、今回策定する第3期栗東市障がい者基本計画におきましては、第2期の進捗状況を踏まえて策定します。

【2】 栗東市障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条に基づく障がい福祉サービス等の確保に関する計画で、市に策定が義務づけられています。障がい者計画に掲げる「生活支援」の事項中、障がい福祉サービスに関する3年間の事業計画・実施計画的な位置づけになっています。

栗東市においては、平成30年度から令和2年度まで、第5期障がい福祉計画を策定しており、今回策定する第6期障がい福祉計画におきましては、第5期計画の進捗状況等を踏まえて策定します。

④ 栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会の活用

計画については、策定委員会で策定しますが、計画期間中の施策評価、進捗管理については、栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会を活用します。委員構成について、手話言語、情報・コミュニケーションに関係する委員を追加選考します。

（参考）

【3】 栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会

障害のある人の「完全参加と平等」の実現に向けて策定した栗東市障がい者基本計画、栗東市障がい福祉計画を推進するため、行政各部局等が相互の連絡調整を密にし、共通理解のもとに効果的な企画、立案及び見直し又は、施策の遂行をするため、栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進検討委員会を設置しています。

⑤ 手話言語、情報・コミュニケーションの当事者、支援者等からの聞き取りの場（懇談会形式）の活用

計画期間中の施策評価、進捗管理については、栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会を活用しますが、事前に当事者、支援者等を交えた、懇談の場を持ち、意見等を集約し協議会に諮っていきます。（2回／年程度開催）